

市営保育所の今後のあり方に関する基本方針

平成 2 4 年 5 月

京 都 市

目次

第1	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	本方針が射程とする期間	2
第2	基本方針のポイント	3
第3	民間保育園と市営保育所の現状	4
1	保育所整備と職員体制等の状況	4
2	保育内容について	5
3	年度途中の入所への対応について	5
4	障害のある入所児童への対応について	5
5	虐待を受けた子どもや気になる子どもの 入所への対応について	5
6	地域の子育て支援について	6
7	地域の新たな保育ニーズへの対応について	6
8	市営保育所の保育士について	6
第4	市営保育所の今後の役割・機能	7
1	保育内容について	7
2	年度途中の入所への対応について	8
3	障害のある児童の入所への対応について	8
4	虐待を受けた子どもや気になる子どもの 入所への対応について	8
5	地域の子育て支援について	8
6	地域の新たな保育ニーズへの対応について	9
7	市営保育所の保育士について	9
第5	市営保育所の今後の配置のあり方と その実現へのプロセス	10
1	市営保育所の今後の配置のあり方について	10
2	配置のあり方の実現へのプロセスについて	10

(参考資料)

資料 1	市営保育所一覧	12
資料 2	市内配置図	13
資料 3	公民別保育所運営費の状況	14

第1 はじめに

1 策定の趣旨

保育所には、少子高齢化や家族規模の縮小、また共働き世帯の増加や就労形態の多様化などの中で、「子どもの最善の利益」（児童の権利に関する条約第3条）に基づき、多様な利用者ニーズに応え、入所児童の保育や保護者への支援に取り組むとともに、地域における最も身近な子育ての専門機関として、すべての子どもとその家庭を支援する拠点的な役割を果たすことが求められています。

本市の市営保育所については、大正8年に三条託児所の設置に始まり、同和対策事業・貧困対策として重点的に設置が進められてきました。その後、乳幼児人口の増加と女性就労の増加、また、社会・経済状況の変化による保育需要の増大により、昭和40年代ころから乳児保育所を中心に設置が進み、平成23年4月1日現在では市営保育所が26箇所（うち休所中1箇所）、定員2,455人（民間保育園は227箇所、定員22,490人）となっています。

このような中、これまでから、本市における公営の福祉施設のあり方や、福祉施策における公・民の役割分担などについての議論を進めている「京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会」に対し、「民間保育園と市営保育所の現状」を把握するとともに、「市営保育所の今後の役割・機能」と「市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス」についての審議を依頼しました。

この分科会には、平成19年3月に「公営施設のあり方及び京都市醍醐和光寮の運営主体に関する意見」として、「福祉施策における公民の役割」とともに「京都市醍醐和光寮の運営主体に関する意見」を、また、21年11月には「第2児童福祉センター（仮称）のあり方に関する意見」を取りまとめていただいております。これらの意見を踏まえ、本市の基本となる方針を策定してきました。

市営保育所につきましても、平成22年8月から議論が開始され、1年4箇月にわたる14回の議論等を経て、23年12月に「市営保育所の今後のあり方について（最終意見）」として取りまとめていただきました。

なお、この間、市営保育所の今後のあり方を審議する中で、平成22年12月には、早急に改善すべき項目も含めた「市営保育所の今後のあり方について（中間意見）」がまとめられ、これを踏まえ、23年4月から「隣接する単独乳児及び単独幼児の市営保育所の乳幼一体・併設化」を本市として実施したところです。

本市では、増大・多様化する行政ニーズに応えるため、これまでから、職員数の削減をはじめとして、事務事業の見直しや公共工事のコスト縮減に取り組んできましたが、こうした取組にもかかわらず、市税や地方交付

税，国庫支出金等の歳入だけでは，増大する社会福祉関係経費などの歳出に必要な財源を賄うことができず，市庁舎整備基金や公債償還基金の活用，財政健全化債や行政改革推進債の発行，全職員の給与カットといった特別の財源対策に依存した厳しい財政運営が続いてきました。

この基本方針は，本市の財政状況が非常に厳しい中であって，多様化する利用者のニーズに応え，公・民が一体となって本市の保育水準を向上するために市営保育所として果たすべき役割・機能を示すことを目的として策定するものです。

2 本方針が射程とする期間

本方針は，現在，国において検討が進められている「幼保一体化」を含めた保育制度改革の内容に大きく影響を受けることが考えられるとともに，入所する児童及びその保護者等が受ける影響にも十分に配慮する必要があります。このため，本方針の射程期間については，平成24年度からの5年間とし，29年度以降については，5年間の取組状況の検証を含めて，改めて見直しを行うものとします。

第2 基本方針のポイント

はじめに

- 本方針は、京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会の「市営保育所の今後のあり方について(最終意見)」を踏まえ、多様化するニーズに応え、公・民が一体となって本市の保育水準を向上するために策定
- 現在国において検討が進められている保育制度改革や、入所する児童及び保護者への影響等にも十分配慮する必要があることから、本方針は平成24年度からの5年間を射程とし、平成29年度以降については改めて見直し

民間保育園と市営保育所の現状

- 1 保育所整備や職員体制等の状況
市営保育所は民間保育園に比べて1.85倍のコストが必要
- 2 保育内容
市営も民間も目指す子どもの姿は同じ
- 3 年度途中の入所への対応
比較的余裕のある市営に入所する場合が少なくなく、結果として、市営の年度途中の児童の増加率は高い
- 4 障害のある入所児童への対応
- 5 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所への対応
民間、市営のどちらにおいても十分な実践がされている
受入割合は市営が民間を上回る
- 6 地域の子育て支援
民間、市営のどちらにおいても地域の保護者等に対して積極的に支援
16箇所の市営では「地域子育て支援拠点事業」を実施
- 7 地域の新たな保育ニーズへの対応
延長、一時、休日いずれも、民間、市営ともに実施
- 8 市営保育所の保育士
保育士は他の市営施設にも配置
保育課には所長・副所長を経験した保育士を配置

市営保育所の今後の役割・機能

本市の保育の大部分は民間保育園によって提供されている現状を踏まえ、市営保育所には、民間保育園とは違った、行政直営の保育所としての役割・機能を位置づける。

- まず市営保育所が積極的に担う役割・機能
 - ・ 地域の子育て家庭に対する支援
 - ・ 多様化する保育ニーズに対応するための新たな取組で民間実施がただちには困難なもの
- 民間保育園での支援が十分に行きわたるまでの間の取組
 - ・ 年度途中の入所や障害のある児童の入所への対応など

<取組項目>

- 行政による指導・監督・助言のために必要なノウハウ・専門性の蓄積、保育内容の情報発信
- 年度途中の入所に対する調整機能
- 障害のある入所児童への対応
- 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所への対応
- 保育士による家庭訪問などの拡大、市営保育所地域子育て支援拠点事業の積極的活用、実施箇所の改善、及び体制の変更
- 地域の新たな保育ニーズに対する取組のモデル実施
- 本市の行政機関における保育士の効果的な職員配置、公務員の保育士として必要な知識・専門性の継承・発展・蓄積

市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス

民間保育園における実践で十分に対応可能、又はより充実できる場合には民間保育園への移管に取り組む。
市営保育所の新たな設置が困難な中、既存の市営保育所の配置を効果的に活用する。

<当面の移管の対象>

- 市南部や中心部の市営保育所が比較的集積している地域の一部の市営保育所
- その中でも、就学前までの6年間を見通した保育の実践が困難であり、保育所の機能として一定制約のある単独乳児保育所の3箇所(船岡乳児保育所、室町乳児保育所及び朱雀乳児保育所)、及び南区に所在する一部の市営保育所
- 単独幼児保育所である鏡山保育所については、これまでの間、地域において担ってきた役割・機能と周囲の民間保育園の状況等を十分に考慮し、そのあり方を検討

<児童への影響や保護者の意見への配慮>

- (1) 移管先選定等委員会の設置
- (2) 移管対象保育所、移管対象とする理由及び移管方法の公表
- (3) 移管対象保育所の公表から民間保育園への移管までの日程
- (4) 入所児童の保護者に対する説明会の開催
- (5) 三者協議会の設置
- (6) 保育内容の引継ぎ
- (7) 移管後の本市の関与

第3 民間保育園と市営保育所の現状

1 保育所整備と職員体制等の状況

市内の保育所の整備状況については、社会福祉法人等が運営する民間保育園が約9割、市営保育所が約1割となっています。また、入所児童数についても民間保育園が約9割、市営保育所が約1割となっています。

【行政区別保育所設置状況】

	北		上京		左京		中京		東山		山科		下京		南			
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員		
公設公営	2	240	2	160	3	355	3	230	1	110	1	120	1	160	5	420		
公設民営	社会福祉法人		0	0	0	0	0	0	1	90	0	0	0	0	0	0		
民設民営	社会福祉法人		17	1,740	10	1,005	19	1,685	8	930	4	450	18	2,330	4	420	19	1,435
	その他の法人		1	100	1	90	4	270	2	300	4	255	1	90	4	300	5	410
	個人		0	0	0	0	2	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		18	1,840	11	1,095	25	2,045	10	1,230	8	705	19	2,420	8	720	24	1,845
合計	20	2,080	13	1,255	28	2,400	14	1,550	9	815	20	2,540	9	880	29	2,265		

	右京		西京		洛西(別掲)		伏見		深草(別掲)		醍醐(別掲)		合計		割合			
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員		
公設公営	3	150	0	0	0	0	2	330	1	60	1	120	25	2,455	9.9%	9.8%		
公設民営	社会福祉法人		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	90	0.4%	0.4%		
民設民営	社会福祉法人		23	2,235	14	1,390	8	945	24	2,725	5	480	16	1,660	189	19,430	75.0%	77.9%
	その他の法人		4	330	2	120	0	0	3	240	1	120	0	0	32	2,625	12.7%	10.5%
	個人		1	60	1	75	0	0	1	120	0	0	0	0	5	345	2.0%	1.4%
	小計		28	2,625	17	1,585	8	945	28	3,085	6	600	16	1,660	226	22,400	89.7%	89.8%
合計	31	2,775	17	1,585	8	945	30	3,415	7	660	17	1,780	252	24,945	100.0%	100.0%		

※ 休所中の1箇所(右京区、公設公営)を除く。

(平成23年4月1日現在)

これらの保育所で働く職員の配置については、障害のある入所児童及び地域子育て支援拠点事業に対する職員加配を除き、民間保育園と市営保育所との間で大きな違いはなく、民間保育園は京都市独自の取組であるプール制¹による財政支援によって国基準²を上回る保育水準となるよう支えられており、市営保育所は京都市独自の職員配置基準³により国基準を上回る職員配置がされています。

また、平成22年度の保育所の運営に係る財源については、民間保育園が児童1人当たり94,413円/月であるのに対して、市営保育所が児童1人当たり174,563円/月となっており、市営保育所は民間保育園と比べて約1.85倍のコストが必要となっています(児童1人当たりの市継足額(一般財源)は5.48倍(民間保育園が15,573円/月に対して市営保育所は85,272円/月))。

¹ 全民間保育園の横断的な給与体系を確立し、関係職員の処遇改善と、保育園経営の近代化、並びに保育水準の向上を目指した京都市民間保育園職員給与等運用事業

² 児童福祉施設最低基準第33条に定めのある保育所に配置する人員に係る最低基準

³ 適切な保育を提供するため、京都市の市営保育所に配置する人員に係る基準

2 保育内容について

保育観の違いなどから、市営保育所と民間保育園において実践する保育の過程に違いはあるとしても、目指す子どもの姿は同じであり、保育所保育指針¹に則した保育を実践するよう、それぞれが保育の質の向上に努めています。

3 年度途中の入所への対応について

多くの民間保育園においては、待機児童の解消や経営の安定のため年度当初から定員を充足させているのに対し、経営上の制約が少ない市営保育所においては年度当初に定員割れを起こしている保育所が存在します。

このため、年度途中に保育所への入所希望があった場合については、民間保育園においても可能な範囲で積極的に受け入れが行われていますが、比較的余裕のある市営保育所に入所する場合も少なくなく、結果として、民間保育園と比べて市営保育所の方が年度途中の児童の増加率が高い状況にあります(平成22年度の3月時点の増加率の累計は民間保育園が5.1%に対して市営保育所は8.4%)。

4 障害のある入所児童への対応について

民間保育園及び市営保育所のどちらにおいても十分な実践がされており、他の自治体と比較して、積極的に受け入れが行われています。受入人数については民間保育園が市営保育所を上回っていますが、入所児童に対する受入割合は市営保育所のあるすべての行政区において市営保育所が民間保育園を上回る状況にあります(平成22年度の本市全体の受入割合は民間保育園が2.86%に対して市営保育所は7.74%)。

5 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所への対応について

民間保育園及び市営保育所のどちらにおいても十分な実践がされており、受入人数については民間保育園が市営保育所を上回っていますが、入所児童に対する受入割合は市営保育所が民間保育園を上回る状況にあります(平成23年5月時点の本市全体の受入割合は民間保育園が1.18%に対して市営保育所は2.32%)²。

また、平成22年度における年度途中入所の児童のうち、福祉事務所において、児童虐待に係る入所決定等を行った児童の受入割合についても、市営保育所が民間保育園を上回る状況にあります(23年度の本市全体の受入割合は民間保育園が1.8%に対して市営保育所は4.8%)³。

¹ 児童福祉施設最低基準の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めたもの(平成20年3月厚生労働大臣による告示)

² 児童相談所調べ

³ 福祉事務所調べ

6 地域の子育て支援について

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても，地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ，子育て相談や園庭開放等，地域の保護者等に対する積極的な子育て支援が行われています。

これらの支援に加えて，16箇所¹の市営保育所においては，専任の保育士を配置し，地域子育て支援拠点事業¹を実施することにより，各区・支所の福祉事務所及び保健センターと連携して，地域の子育て家庭のうち，養育不安の保護者や気になる子どもの支援のための家庭訪問の実施や，地域の子育てサークルの育成・支援等，多面的な支援を行っています。

7 地域の新たな保育ニーズへの対応について

(1) 延長保育²

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても同じような内容で実施されています（平成23年7月1日時点の実施箇所数は，民間保育園が169箇所に対して市営保育所は13箇所）。

(2) 一時保育³

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても実施されており，1箇所当たりの利用状況は，実施しているすべての行政区において市営保育所が民間保育園を上回っています（平成23年7月1日時点の実施箇所数は，民間保育園が37箇所に対して市営保育所は7箇所）。

(3) 休日保育⁴

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても同じような内容で実施されています（平成23年7月1日時点の実施箇所数は，民間保育園が5箇所に対して市営保育所は1箇所）。

8 市営保育所の保育士について

本市では，職員である保育士を，市営保育所のほか，他の市営施設（身体障害者リハビリテーションセンター（障害者支援施設），若杉学園（生活介護事業所），児童相談所（一時保護施設），青葉寮（情緒障害児短期治療施設）等）に配置し，障害児や被虐待児などへのケアに携わるなど，専門的な領域も含めて，人材の活用を行っています。

また，保育課には，保育指導や研修の企画のほか，教育委員会や保育・教育関係団体等との連携を通じて，京都市の保育全体の向上に資するため，第一線でノウハウを培ってきた所長・副所長を経験した保育士を配置しています。

¹ 市営保育所においては，地域の子育て支援ネットワークの構築や子育てサークルの育成など，子育て家庭への支援を目的に，専任の職員を2名配置して実施

² 通常の保育時間（8時30分から17時までの8時間30分）の前後1時間を延長して行う特例保育に加え，更に11時間を超えて行う保育

³ 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育，保護者の傷病等による緊急時の保育及び保護者のリフレッシュを図るための一時的な保育など

⁴ 日曜・祝日等において，保護者の就労等により保育が困難となる児童に対する保育

第4 市営保育所の今後の役割・機能

本市では、平成22年12月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」（京都市基本計画）の下で、総合的な子育て支援を推進するための「京都市未来こどもプラン」（分野別計画）に基づき、子育てに関する様々な施策を展開することとしています。

こうした中、保育所には、現状の取組に加えて、多様化する保育ニーズに対し積極的に応えていくことが求められており、本市の保育の大部分が民間保育園によって提供されている現状を踏まえると、民間保育園に対しては、財政支援を含めた取組の充実を検討するとともに、市営保育所においては、民間保育園とは違った、行政直営の保育所としての役割・機能を明確にして、これまで以上に、公・民が一体となった保育施策を展開し、本市全体の保育水準の向上を図っていくことが必要となっています。

このため、今日社会的に問題となっている虐待の早期発見・早期対応や未然防止、障害の早期発見・早期支援などの、保育所に入所する児童だけでなく、地域の子育て家庭に対する支援の充実の取組、また、多様化する保育ニーズに応える新たな取組で民間保育園での実施がただちには困難であると思われるものについては、まず、市営保育所において、積極的にその役割・機能を担っていくこととします。

一方で、年度途中の入所や障害のある児童の入所への対応などの取組についても、民間保育園における支援が十分に行きわたるまでの間は、地域の実状を踏まえ、市営保育所において、引き続き積極的に取り組むこととします。

1 保育内容について

民間保育園と協働して本市の保育内容の質の向上に取り組む体制を確保するとともに、将来、株式会社や特定非営利活動法人等も含めた社会福祉法人以外の新たな事業者が参入する可能性に対し、適切な保育水準を担保していく必要があります。このため、市営保育所における実践を通じて、行政による指導・監督・助言のために必要なノウハウ・専門性を蓄積するとともに、目指すべき保育の内容を研究し、また広く発信していきます。

また、市営保育所における現状の保育内容の維持・向上を図るため、順次、第三者評価¹を受審し、結果を公表していきます。

【具体的な取組】

- 昼間里親に対する支援（充実）
- 認可外保育施設に対する市営保育所を活用した交流保育、園庭開放や相談・研修等（新規）
- 市営保育所が目指すべき保育のホームページ等による発信（充実）

¹ 社会福祉法第78条に基づき、事業者が事業運営上の問題点を把握し、福祉サービスの質の向上に結び付けることを目的に、その提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価するもの。なお、評価結果の公表により、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となる。

【具体的な取組】

- 市営保育所の第三者評価の受審及び結果の公表（新規）

2 年度途中の入所への対応について

緊急のニーズへの対応等，年度途中の保育需要に対する一定の入所枠を確保する必要があることなどから，引き続き，福祉事務所と円滑な入所調整に努めていきます。

3 障害のある入所児童への対応について

障害のある子どもも地域で等しく生活ができるよう，市営保育所の障害のある入所児童に対する職員加配（以下「障害児加配」という。）での民間保育園との違いを踏まえ，引き続き，積極的に受入れを行います。

なお，民間保育園における障害児加配の対象になる児童の認定方法と障害児加配については，そのあり方を検討していきます。

【具体的な取組】

- 民間保育園における障害児加配の対象になる児童の認定方法と障害児加配のあり方の検討（新規）

4 虐待を受けた子どもや気になる子どもの入所への対応について

虐待を受けた子どもや気になる子どもに対する特別な職員加配がなされていない中でも，民間保育園及び市営保育所とも受け入れられており，民間保育園においても十分に対応は可能であると考えられます。こうした子どもたちへの対応については，今後，公・民ともに充実すべき分野であり，民間保育園での支援がより広く行きわたるまでの間，市営保育所は実践の一層の展開に取り組んでいきます。

5 地域の子育て支援について

地域で安心して子育てができる環境づくりを進めるために，とりわけ，児童虐待の早期発見・早期対応や未然防止，障害の早期発見・早期支援などのためにも，市営保育所では，児童福祉センターや各区・支所の福祉事務所及び保健センターと連携し，民間保育園をはじめ，地域における子育て支援に取り組んでいる施設や各種団体などとともに，地域ぐるみで子育て家庭をサポートする取組を展開します。このため，平成24年度から，順次，保育士による家庭訪問事業などの取組を拡大していきます。

また，16箇所市の市営保育所で実施している地域子育て支援拠点事業については，広域の地域全体を支援する視点からの実践を引き続き展開するとともに，児童福祉センター，福祉事務所及び保健センターと市営保育所が連携した一体的支援を充実するため，福祉事務所の子ども支援センターのバックアップ及び体制の充実などに積極的な活用を図ります。

さらに、市営保育所が設置されていない右京区（本所区域）及び西京区があることなども踏まえ、地域子育て支援拠点事業について、市内のバランスのとれた実施箇所への改善や民間保育園への委託も含めたその実施体制の変更を図ります。

【具体的な取組】

- 児童福祉センター、福祉事務所及び保健センターと連携した養育不安や困難をかかえる家庭に対する家庭訪問事業などの取組（新規）
- 地域子育て支援拠点事業についての、
 - ・ 福祉事務所の子ども支援センターのバックアップ及び体制の充実などへの積極的な活用（新規）
 - ・ 市内のバランスのとれた実施箇所への改善や民間保育園への委託も含めた実施体制の変更（新規）
- 子育てサロン・サークルなど地域の自主的活動の育成と支援（充実）

6 地域の新たな保育ニーズへの対応について

社会状況の変化により新たに高まっている保育ニーズのうち、まだ実施されていない、又は十分に展開されていないもので、新たな財政面の支援なしには民間保育園での実施が困難であると思われる事業などについて、まずは市営保育所においてモデル的に実施し、その実践を十分に検証したうえで、民間保育園における取組へと反映させていきます。

【具体的な取組】

- 市営保育所間のネットワークを生かした、既存の保育体制の下での一時預かりの取組（新規）

7 市営保育所の保育士について

児童福祉センターや福祉事務所をはじめとする子育てに関わる様々な本市の行政機関において、現状の職域にとどまらず、幅広い分野で保育士としての専門性を活用するとともに、これによって習得する児童ソーシャルワーク等の知識・経験を市営保育所において還元できるよう、効果的な職員配置を行います。

また、一定数の保育士を継続して採用し、公務員の保育士として必要な知識・専門性について、市営保育所での実践を通じて、長期的に切れ目なく継承・発展・蓄積しながら、民間保育園と協働して本市全体の保育の質の維持・向上を図っていきます。

第5 市営保育所の今後の配置のあり方とその実現へのプロセス

1 市営保育所の今後の配置のあり方について

現在の市営保育所については、併設保育所のほか、単独乳児・幼児保育所を含めて、市内26箇所（うち休所中1箇所）が設置されていますが、設置された当時の社会状況などにより、これらの配置には地域的な疎密が見られます。

こうした中で、本市においては、約1割の市営保育所と約9割の民間保育園とが一体となって、保育所入所をはじめ、多様な保育サービスを提供していますが、近年の少子高齢化や家族規模の縮小、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などの中で、保育サービスの更なる充実とともに、新たな保育ニーズに対する取組も求められています。

これらに 대응するためには、本市の保育水準の更なる向上を図る必要がありますが、一方で、本市の厳しい財政状況の下にあっては、京都市財政改革有識者会議が「新たな福祉施策の実施に必要な財源は、社会経済情勢の変化なども踏まえた既存福祉施策の見直しにより確保することとする財政運営ルール確立の検討が必要がある。」と提言しているように、時代の変化等を常にとらえながら、公・民の役割分担を見直し、最適な市民サービスを提供するなど、持続可能な行財政を確立することと併せて取り組んでいく必要があります。

このため、民間保育園と比べて高コストとなる市営保育所については、行政直営の下での効率化を今後とも図っていきます。また、市営保育所のうち、民間保育園による取組で十分に対応が可能である、又はより充実できると考えられるものについては、民間保育園への移管¹に取り組むこととします。さらに、本市の厳しい財政状況の下で、市営保育所を新たに設置することが困難な中で、公・民一体で本市全体の保育水準の向上が図られるよう、既存の市営保育所の配置をできるだけ効果的に活用していきます。

2 配置のあり方の実現へのプロセスについて

市南部や中心部の市営保育所が比較的集積している地域においては、市営保育所がこれまで担ってきた役割・機能を踏まえる一方で、周囲の民間保育園への年度途中の入所や障害のある児童の受入れなどに関する影響の相対的な少なさなどを考慮したうえで、一部の市営保育所について民間保育園への移管に取り組んでいきます。

特に、今後の市営保育所の役割・機能を踏まえると、就学前までの6年間を見通した保育の実践が困難であり、保育所の機能として一定制約のある単独乳児保育所の3箇所（船岡乳児保育所、室町乳児保育所及び朱雀乳児保育所）、及び市営保育所が最も集積している南区に所在する一部の市営

¹ 京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会では、京都市内において、認可保育所の運営に現在携わる社会福祉法人等への市営保育所の移管を念頭におき、こうした文言が使われている（以下同じ。）。

保育所について、民間保育園への移管を進めていくこととします。

なお、単独幼児保育所である鏡山保育所については、この間、地域において担ってきた役割・機能と周囲の民間保育園の状況等を考慮し、引き続きそのあり方を検討することとします。

また、これらの市営保育所の民間保育園への移管を実施するにあたっては、入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら、次のとおり取り組むこととします。

(1) 移管先選定等委員会の設置

移管対象保育所の順や移管先法人の選定等を行うために、法人運営、保育内容や移管手続、また利用者の視点を踏まえた外部有識者等からなる移管先選定等委員会を設置します。

なお、移管先法人の選定を行う際には、移管対象保育所に入所する保護者の意向も十分に踏まえることとします。

(2) 移管対象保育所、移管対象とする理由及び移管方法の公表

移管対象となる保育所、その選定理由及び移管方法を公表します。

(3) 移管対象保育所の公表から民間保育園への移管までの日程

少なくとも2年程度の期間を確保します。

(4) 入所児童の保護者に対する説明会の開催

移管対象保育所の公表から民間保育園への移管が実施されるまでの間、保護者等に対する説明会は複数回開催するなど、十分な説明を行います。

(5) 三者協議会の設置

民間保育園への移管について、児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえたものとなるよう、移管先法人選定後、入所児童の保護者、行政及び移管先法人による三者協議会を設置します。

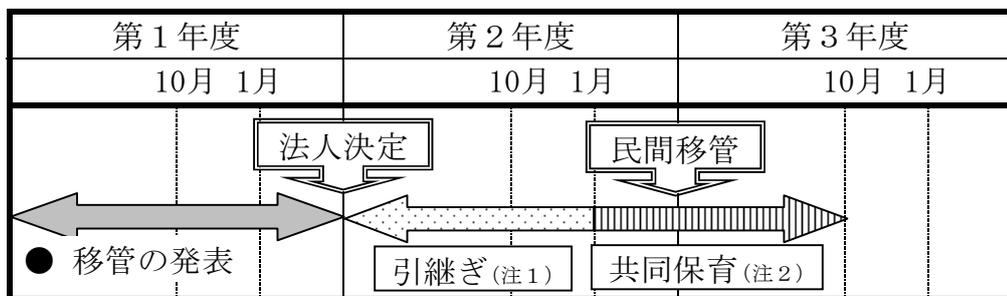
(6) 保育内容の引継ぎ

安定した保育を継続して提供できるよう、移管前及び移管後を合わせて、一定期間、行政職員と移管先職員とが合同で保育を行います。

(7) 移管後の本市の関与

移管後においても、民間保育園において提供するサービスの質を検証するために、移管先に対して第三者評価の受審を義務付けます。

《民間保育園への移管イメージ》



注1 園長予定者等に保育上の引継ぎ

注2 移管前は担任保育士等を受入れ、移管後は一部の保育士を常駐

第6 参考資料

資料1

【市営保育所一覧】

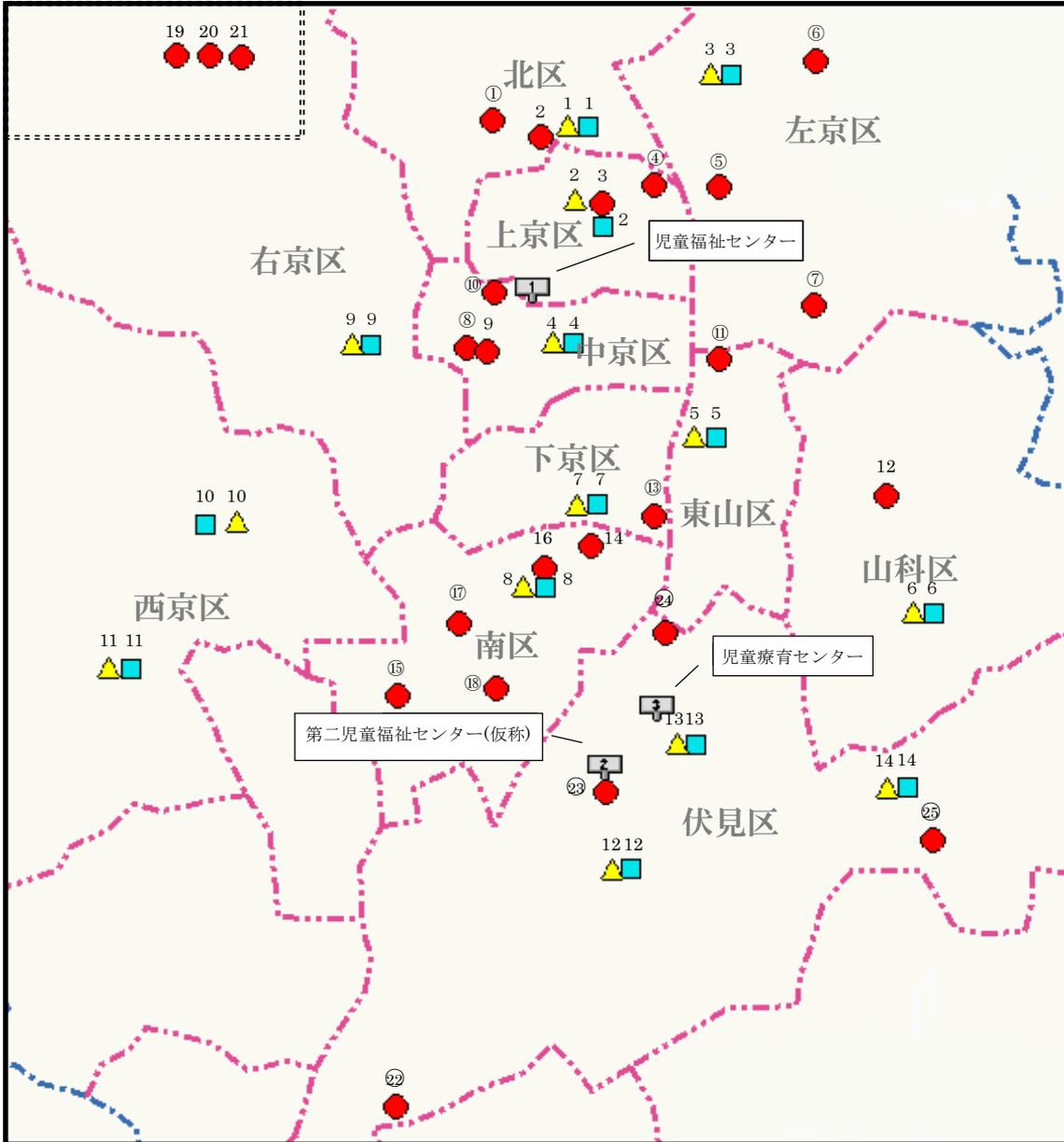
(平成23年4月1日時点)

区	保育所名	住所	定員			4月在籍児童数							特別保育等			
			合計	乳児	幼児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	延長	一時	休日	拠点
北	楽只保育所	紫野北花ノ坊町18	180	80	100	9	20	25	33	32	20	139	○	○		○
	船岡乳児保育所	紫野下築山町20	60	60		2	27	17				46				
上京	室町乳児保育所	新町通今出川上る元新在家町163-1	60	60		9	24	28				61	○	○		
	鶴山保育所	寺町通今出川上る5丁目鶴山町5-6	100	30	70	11	13	13	22	23	23	105	○			○
左京	養正保育所	田中玄京町149	195	90	105	12	38	34	30	43	20	177	○			○
	修学院保育所	修学院犬塚町30-1	90	30	60	6	12	15	20	19	21	93	○			○
	錦林保育所	鹿ヶ谷高岸町3-2	70	40	30	8	12	14	14	16	6	70		○		○
中京	壬生保育所	西ノ京新建町1	90	40	50	11	18	22	21	18	17	107		○		○
	朱雀乳児保育所	西ノ京西月光町19-1	40	40		12	14	18				44				
	聚楽保育所	聚楽廻松下町9-4	100	40	60	10	16	18	25	27	24	120	○			○
東山	三条保育所	三条大橋東三丁目下る長光町621	110	55	55	9	21	15	22	19	9	95	○	○		○
山科	鏡山保育所	厨子奥苗代元町16-5	120		120				29	11	29	69	○			
下京	崇仁保育所	下之町4-3	160	70	90	6	15	24	24	22	16	107	○	○		○
南	九条保育所	西九条春日町49	60	30	30	1	9	11	13	15	9	58	○			
	久世保育所	久世大築町50	120	60	60	15	22	22	25	20	23	127		○		○
	南保育所	西九条南田町9	120	50	70	8	20	23	24	25	22	122	○			
	吉祥院保育所	吉祥院菅原町22-1	60	30	30	2	9	11	12	16	13	63				○
	山ノ本保育所	上鳥羽山ノ本町61	60	20	40	3	6	13	12	15	14	63				○
右京	ひかり保育所	京北井戸町丸山110	30	30			2	1	4	10	7	24				
	弓削保育所	京北下弓削町狭間谷6-1	60	60		1	7	8	15	12	16	59				
	周山保育所	京北五本松町西山24-3	60	60			3	15	10	16	19	63				
伏見	淀保育所	淀下津町96	150	50	100	3	17	22	29	27	31	129	○			○
	改進黨保育所	竹田狩賀町153-1	180	80	100	19	28	34	37	42	32	192			○	○
	砂川保育所	深草六反田町4-7	60	30	30	6	12	13	13	16	11	71	○			○
	辰巳保育所	醍醐外山街道町21-21	120	60	60	12	15	16	26	18	21	108				○
合計			2,455	1,195	1,260	175	380	432	460	462	403	2,312	13	7	1	16

資料2

【市内配置図（市営保育所，福祉事務所，保健センター及び児童福祉センター等）】

（平成23年4月1日時点）



※ ● は市営保育所（丸数字は地域子育て支援拠点事業実施保育所），■ は福祉事務所，▲ は保健センター

北	① 楽只保育所	東山	⑩ 三条保育所	右京	19 ひかり保育所	1	北福祉事務所	6	山科福祉事務所	10	西京福祉事務所
	2 船岡乳児保育所	山科	12 鐘山保育所	20	弓削保育所	2	上京福祉事務所	7	下京福祉事務所	11	洛西福祉事務所
上京	3 室町乳児保育所	下京	⑨ 崇仁保育所	21	周山保育所	3	左京福祉事務所	8	南福祉事務所	12	伏見福祉事務所
	④ 鶴山保育所		14 九条保育所	伏見	⑫ 淀保育所	4	中京福祉事務所	9	右京福祉事務所	13	深草福祉事務所
左京	⑤ 養正保育所	南	⑬ 久世保育所	⑬ 改進黨保育所	⑭ 深草保育所	5	東山福祉事務所			14	醍醐福祉事務所
	⑦ 修学院保育所		16 南保育所	⑮ 砂川保育所	醍醐			1	北保健センター	6	山科保健センター
	⑧ 錦林保育所		⑰ 吉祥院保育所	⑯ 辰巳保育所				2	上京保健センター	7	下京保健センター
	⑩ 壬生保育所		⑱ 山ノ本保育所					3	左京保健センター	8	南保健センター
中京	9 朱雀乳児保育所							4	中京保健センター	9	右京保健センター
	⑩ 聚楽保育所							5	東山保健センター		
										10	西京保健センター
										11	西京保健センター-洛西支所
										12	伏見保健センター
										13	伏見保健センター-深草支所
										14	伏見保健センター-醍醐支所

資料3

【公民別保育所運営費の状況】

○市営保育所

(単位：千円)

保育所総運営費		年間月平均入所人員		
4,748,825 1人当たり 174,563 円/月		2,267 人		
国基準による運営費			市継足額	
2,429,077 1人当たり 89,291 円/月				
国市義務負担分		国基準保育料		
1,758,844 1人当たり 64,654 円/月		670,233 1人当たり 24,637 円/月		
国庫負担金		市負担金	市保育料	市軽減額
861,207 1人当たり 31,657 円/月				
国負担金		16,145 円/月	439,197	231,036
167,574				
一般財源化		1人当たり		
693,633 (注)		8,493 円/月		
1人当たり 85,272 円/月				

(注) 地方交付税等の算定において推定される理論値である。

○民間保育園

(単位：千円)

保育所総運営費		年間月平均入所人員		
28,507,311 1人当たり 94,413 円/月		25,162 人		
国基準による運営費			市継足額	
23,805,011 1人当たり 78,839 円/月				
国市義務負担分		国基準保育料		
15,713,676 1人当たり 52,042 円/月		8,091,335 1人当たり 26,797 円/月		
国庫負担金		市負担金	市保育料	市軽減額
7,686,920 1人当たり 25,458 円/月				
国負担金		17,828 円/月	5,383,044	2,708,291
7,659,405				
一般財源化		1人当たり		
27,515 (注)		8,970 円/月		
1人当たり 15,573 円/月				

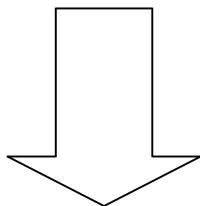
(注) 地方交付税等の算定において推定される理論値である。

(平成22年度決算)

【公民別保育所運営費における市継足額の差について（平成22年度決算）】

○ 1人当たりの保育所運営費市継足額

市営保育所	85,272 円/月 (民間の 5.48 倍)	【計算】 2,319,748 千円 ÷ (2,267 人 × 12 箇月)
民間保育園	15,573 円/月	【計算】 4,702,300 千円 ÷ (25,162 人 × 12 箇月)



民間保育園に比べ、常勤職員の平均給与、作業員の配置、障害児の受入割合が高いことや、市営保育所独自事業に係る費用を支払っている。

(内訳)

市営保育所総運営費における市継足額	85,272 円/月	2,319,748 千円
-------------------	------------	--------------

超過経費合計	69,699 円/月	1,896,092 千円
内 訳		
① 公民の平均給与格差の総額 (※1)	44,493/月	1,210,400 千円
② 作業員人件費分 (※2)	9,420/月	256,270 千円
③ 拠点事業人件費等分	6,109/月	166,201 千円
④ 独自サービス (※3)	551/月	15,000 千円
⑤ 障害児の受入人数の差	8,335/月	226,736 千円
⑥ その他 (※4)	791/月	21,485 千円

※1 保育士 市営保育所：約720万円、民間保育園：約480万円（共済費込み）

調理師 市営保育所：約760万円、民間保育園：約420万円（共済費込み）

※2 作業員の市営保育所への配置については、平成23年5月末で廃止している。

※3 その他特有のサービスとして、布おむつの提供（平成23年4月から廃止）と児童の午睡用の布団の提供を行っている。

※4 年度途中入所児童の取扱い及び職員配置上の常勤・非常勤の差等

(参考) 職種別平均勤続年数 (平成22年度実績)

職種	平均勤続年数	
	市営	民営
保育士	16.9年	11.2年
調理師	19.2年	8.5年
作業員	23.0年	

市営保育所の今後のあり方に関する基本方針
平成24年5月発行／京都市印刷物243027号

京都市保健福祉局子育て支援部保育課

電話 (075) 251-2390

FAX (075) 251-2950